

財政課の紹介

I. 財政課の使命

納税者としての県民の視点に立ちながら、効率的かつ透明性の高い財政運営を行い、様々な課題に対応しながら、将来にわたり持続可能な財政構造を構築します。

- ①限られた財源を有効に活用し、時代のニーズに対応したものに重点をおいた効率的な予算編成を行います。
- ②財政の透明性を向上させることにより、財政事情や予算編成について県民にわかりやすく説明します。

II. 具体的な事業内容

1. 予算編成

- ・当初予算及び補正予算（6月・9月・12月・2月）を編成します。
- ・当初予算については、9月から予算編成方針の策定作業に入ります。11月中旬に各部局から要求書の提出を受け、翌年1月にかけて各部局とのヒアリングを繰り返しながら予算案を作成し、作成した予算案は2月の県議会定例会に提出し、審議を受けます。
その過程をとおして、各事業分野毎の現状と課題、目指すべき方向とそれに対する施策、その施策の費用対効果や推進手法等について議論を戦わせたうえで、常に財政の健全性に留意しながら、最も効率的・効果的な予算の編成を目指します。
- ・補正予算については、情勢の変化等により緊急に予算化する必要が生じた事柄について、議会の度毎に編成します。

2. 予算執行管理

- ・年度当初に予算執行方針を作成し、歳入予算の確保と歳出予算の計画的・効率的かつ適切な執行を図ることにより、事業効果が十分に発揮されるよう努めています。

3. 決算統計

- ・決算統計は、予算執行の状況を、その目的や性質等さまざまな視点や指標によって分析する全都道府県共通の統計です。
前年度決算が確定する5～6月頃に県の全部局で作業を行い、7月にかけて財政課で取りまとめます。
毎年の決算統計の結果は県として公表するとともに、総務省に提出し、総務省では市町村分とあわせて全国分を取りまとめて公表します。
- ・全国同一の方法で、かつ30年以上前から実施されているため、他県との比較も含めて時系列の県財政のフロー面の変化等を多様な角度から分析できるため、財政運営の貴重な資料となります。
- ・また、平成12年度に、この決算統計をもとに県のバランスシートを作成し公表していますが、今後毎年、決算統計データを加えて直近のものを作成することで、ストック面からの分析も行うこととしています。

4. 財政推計

県政の重要課題に対応しつつ、常に財政の健全性に留意し、将来にわたり持続可能な財政運営を実現するために、過去の財政状況の分析及び今後の短期、中期、中長期の財政収支と関連する各種の財政指標等の試算を行います。

5. 歳入事務

① 交付税事務

・普通交付税の算定

普通交付税の算定のために、算定の基礎となる人口等の数字や財政需要、県税等の整理や積算を行い、総務省へ提出します。

・特別交付税の算定関連

普通交付税では捕そくされなかった財政需要等について、その基礎となる数値等を総務省に提出し、説明・要望を行います。

・交付税制度に関する意見申出

交付税法第17条の4に基づき、総務大臣に対し算定方法に対する意見申出を行うほか、その他の要望等を行います。

普通交付税の額は制度に基づき機械的に算定されますが、算定結果について、県の予算や決算と対比するなどして分析を行い、必要に応じ国に対して意見申出等を行います。

② 県債事務

・県債を発行するため、事業概要や事業費等の整理、国、公営企業金融公庫及び民間の金融機関との折衝等を行います。

6. 議会事務

・県議会に関する執行部としての事務（議案の提出や議会質問に対する答弁等に関する事務）を総括しています。

予算案、条例案、一般事件案及び報告事項等の取りまとめを行います。

7. 宝くじ事務

<宝くじ発売のしくみ>

・宝くじ（＝「当せん金付証票」）の発売元は、都道府県及び政令指定都市等です。

・発売総額から当せん金や販売・広報宣伝等の経費を除いた約4割は収益金として都道府県及び政令指定都市等に交付されます。

・収益金は、当せん金付証票法に基づき、公共事業、国際交流、少子高齢化対策、地域情報化、芸術・文化、災害対策、地域経済の活性化などで地方行政の運営上緊急に推進する必要がある事業の財源として活用しています。

・収益金は、県内での宝くじ販売額に応じて配分となりますから、県内の発売実績が伸びるほど島根県に入る収益金は増加します。

・財政課では、県内で発売できる宝くじの総額等の決定や総務大臣への発売許可申請手続き等を他の発売団体と共に協議し、実施しています。